逗子市下水道事業の設置等に関する条例の制定について

逗子市下水道事業の設置等に関する条例を次のように制定する。

平成30年11月2日提出

逗子市長 平 井 竜 一

逗子市下水道事業の設置等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「法」という。) 及び地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号。以下「令」という。)の規定に 基づき、逗子市下水道事業(以下「下水道事業」という。)の設置に関し必要な事項 を定める。

(下水道事業の設置)

第2条 都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、併せて公共用水域の水質の保 全に資するため、下水道事業を設置する。

(法の財務規定等の適用)

第3条 法第2条第3項及び令第1条第2項の規定により、下水道事業に法第2条第2 項に規定する財務規定等を適用する。

(経営の基本)

- 第4条 下水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。
- 2 下水道事業の排水区域等の計画は、次のとおりとする。
  - (1) 区域 下水道法 (昭和33年法律第79号) 第4条第1項に規定する事業計画に定められた区域
  - (2) 施設 下水道法第4条第1項に規定する事業計画に定められた管渠、ポンプ場及

び処理場

(重要な資産の取得及び処分)

第5条 法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない下水道事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格(適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあっては、その適正な見積価額)が2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡(不動産の信託の場合を除き、土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第 8項の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の 同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場 合とする。

(会計事務及び決算の処理)

- 第7条 法第34条の2ただし書の規定により、下水道事業の出納その他の会計事務のうち、次に掲げるものは、会計管理者に行わせるものとする。
  - (1) 公金の収納及び支払に関する事務
  - (2) 公金の管理に関する事務
  - (3) 支出負担行為の確認に関する事務

(議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等)

第8条 下水道事業の業務に関し法第40条第2項の規定により条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価額が50万円を超えるもの及び法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が50万円(交通事故に係るもので、自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)の適用を受けるものにあっては、同法に規定する当該保険金額の最高額)を超えるものとする。

(業務状況説明書類の作成)

第9条 市長は、下水道事業に関し、法第40条の2第1項の規定により、毎事業年度4 月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに作成しなければならない。

- 2 前項の業務の状況を説明する書類には、次に掲げる事項を記載するとともに、11月 30日までに作成する書類においては前事業年度の決算の状況を、5月31日までに作成 する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞ れ明らかにしなければならない。
  - (1) 事業の概況
  - (2) 経理の状況
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、下水道事業の経営状況を明らかにするため市長が必要と認める事項
- 3 天災その他やむを得ない事故により、第1項に規定する期日までに同項の業務の状況を説明する書類を作成することができなかった場合においては、市長は、できるだけ速やかにこれを作成しなければならない。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(逗子市下水道事業特別会計条例の廃止)

- 2 逗子市下水道事業特別会計条例(昭和47年逗子市条例第13号)は、廃止する。 (逗子市下水道事業運営審議会条例の一部改正)
- 3 逗子市下水道事業運営審議会条例(昭和41年逗子市条例第24号)の一部を次のよう に改正する。

第3条から第7条までを次のように改める。

(組織等)

- 第3条 審議会は、委員8人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
  - (1) 使用者である市民
  - (2) 知識経験を有する者
  - (3) 関係機関の職員
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(会長)

- 第4条 審議会に会長を置き、委員の互選により選出する。
- 2 会長は、会務を総理し、会議を招集し、その議長となる。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ定めた委員がその職務を代理する。(会議)
- 第5条 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 2 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審議会の庶務)

第6条 審議会の庶務は、下水道事業所管課において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、市長が 定める。

第8条を削る。

(逗子市下水道条例の一部改正)

4 逗子市下水道条例(昭和47年逗子市条例第19号)の一部を次のように改正する。 第11条第3項第1号中「神奈川県企業庁水道局」を「神奈川県企業庁企業局」に改 める。

## (提案理由)

下水道事業に地方公営企業法を適用し、公営企業会計に移行するに当たり、制定の要あるため提案する。